

令和2年6月26日

## IOSCOによる依拠(deference)のプロセスに関する好事例の公表

証券監督者国際機構(IOSCO)代表理事会は、本日、規制当局が規制による意図せざる市場分断のリスクを軽減し、国際協力を強化するための、11の[依拠のプロセスに関する好事例 \(good practices on process for deference\)](#) を公表した。

ホールセール証券・デリバティブ市場は、その性質上グローバルであり、多くの市場参加者が国境を越えて活動している。その結果、多くの当局が、これら市場参加者を規制・監督し、潜在的に重複または矛盾する規制を避けるためにお互いに信頼しあうことを可能にする依拠(deference)のプロセスを導入してきた。

これまで、国境を越えた資金の移動の増大に伴い、当局間における依拠の利用は大幅に増加してきた。IOSCOが2019年に作成し、G20に提出された報告書である「[市場分断とクロスボーダー規制 \(原題 "Market Fragmentation and Cross-border Regulation"\)](#)」は、IOSCOが依拠の判断に関するプロセスをさらに改善するための好事例を特定することを提案した。

本日公表された報告書で特定された11の好事例の狙いは、メンバー当局における効率的な依拠のプロセスの確立及び運用を支援することである。これらの好事例は、依拠のプロセスは規制の効果に着目すること、リスクに応じたものであること、透明性があること、十分に柔軟であること、そして強固な協力によって支えられるべきであることといった理念に裏打ちされている。これらは、依拠のプロセスに関する全ての段階を網羅し、例えば、次のような主要な問題に焦点を当てている。

- ・ 依拠の範囲、手順、基準を含むプロセスの透明性を確保するための仕組み
- ・ 規制の効果に着目した審査を、審査対象の当局や業者（審査対象法域における監督・法執行の実務を含む）に対して実施するための基準
- ・ 他の法域から参入する主体が自らの市場にもたらし得るリスクの性質や程度といった重要な考慮要素
- ・ 依拠の判断過程全体及び依拠が認められた後における、審査当局と、審査対象の当局または業者の関与、協力及び意思疎通のレベル
- ・ 依拠の決定の取消し

好事例の特定にあたっては、IOSCO は、欧州委員会及び CPMI（BIS 決済・市場インフラ委員会）-IOSCO の経験も参考とした。

香港証券先物委員会 CEO・IOSCO 代表理事会議長であるアシュリー・オルダー氏は「IOSCO は、証券当局間の協力を促す上で重要な役割を果たしてきた。現在大きなストレスを経験しつつある諸経済への資金供給を促進するために、効率的で安全なクロスボーダー投資の流れを支援することは、今までになく重要となっている。このような状況下において、証券当局間の協力の重要性は増大している。本報告書は、この努力に大きく寄与するものである」と述べた。

市場分断に関する IOSCO 作業グループの共同議長を務める水口 純 氏（金融庁国際証券監理官）は、「依拠は、国境を越えた市場がますます拡大する中で、規制による市場分断に対処する強力な手段である。本報告書は、依拠を規制上の選択肢に加えることを検討している当局、及び既存の手続きを改善しようとする当局の双方を支援するものである」と述べた。

同じく共同議長を務めるルイ・モリセット氏（ケベック金融市場監督庁長官兼 CEO）は「かつて、G20 は正当かつ適切な状況下において当局が相互に依拠することの重要性を強調した。これ以降、多大な努力が払われ、多くの当局が、IOSCO が 2015 年に公表した国境を越えた協力を強化するための手段を導入してきた。それでもなお、さらなる改善が必要であり、この報告書は、その方向への一歩となると信じている」と付け加えた。

（Note to the Editor は省略）